

税の申告が始まりました!

～各種控除について確認しましょう～

住民税の申告

●所得のない方、少ない方へ…住民税の申告をしないと、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減を受けられない場合があります。
※自己負担限度額の負担区分を判定する際にも必要です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額は社会保険料控除の対象になります

●国民健康保険料…資格・保険料グループ☎4566-2377
後期高齢者医療保険料…後期高齢者医療グループ☎3981-1937
介護保険料…保険料について/資格賦課グループ☎3981-6376
納付額について/収納グループ☎3981-4715

国民年金保険料は社会保険料控除の対象になります

社会保険料控除の適用を受けるには、税の申告書提出の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書」)などが必要です。

●「控除証明書」…①令和2年1月1日～令和2年9月30日の間に国民年金保険料を納付した方には、令和2年10月31日に日本年金機構から送付済み、②令和2年10月1日～令和2年12月31日の間に令和2年中において初めて国民年金保険料を納付した方には、2月5日に日本年金機構から送付予定。「控除証明書」に関する問い合わせや紛失などによる再発行は池袋年金事務所☎3988-6011またはねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004(050で始まる電話からは☎6630-2525)へ問い合わせてください。

●池袋年金事務所☎3988-6011



介護保険を利用した際の自己負担額は医療費控除の対象となるものがあります

サービス事業者が発行した領収書には、確定申告の際に医療費控除の対象になる金額が記載されています※一定の要件により対象とならない場合があります。

医療費控除の対象となる介護保険サービス

		介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食費
在宅	医療系	訪問看護	○		
		訪問リハビリテーション	○		
		居宅療養管理指導	○		
		通所リハビリテーション	○		○
		短期入所療養介護	○	○	○
	福祉系※△	訪問介護(生活援助は除く)	※△		
		夜間対応型訪問介護	※△		
		通所介護	※△		
		認知症対応型通所介護	※△		
		訪問入浴介護	※△		
短期入所生活介護		※△			
小規模多機能型居宅介護		※△			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		※△			
看護小規模多機能型居宅介護		※△			
地域密着型通所介護	※△				
施設	介護老人福祉施設	半額	半額	半額	
	地域密着型介護老人福祉施設	半額	半額	半額	
	介護老人保健施設	○	○	○	
	介護療養型医療施設	○	○	○	

※△同一月に医療系サービスと併せて利用した場合に医療費控除の対象となります。

●医療費控除の対象外のサービス…認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与・購入、住宅改修費(いずれのサービスも介護予防・地域密着型を含む)

●介護保険課給付グループ☎3981-1387

●おむつ代について所得税の医療費控除を受けられる方へ…介護保険認定を受けている方で、おむつ代について所得税の医療費控除を受けるのが2年目以降の方には、「おむつ使用証明書」に代る「確認書」を発行できる場合があります。詳細は問い合わせください。

●介護保険課認定審査グループ☎3981-1368

電子図書館を利用してみませんか?

電子図書館はホームページから電子書籍を借りることができ、自宅にいながらたくさんの電子書籍を検索・閲覧できます。



電子図書館に登録されている電子書籍はパソコンやスマートフォンなどがあれば時間や場所の制約なく読むことができます。電子書籍の多くは「目次、しおり、メモ」といった機能が用意されています。



対象

区内在住、在勤、在学で、豊島区立図書館の利用登録がある方。

申込方法

利用には、電子図書館専用の利用者ID・パスワードが必要です。中央・駒込・上池袋・池袋・目白のいずれかの図書館カウンターに有効期限内の図書館利用カードを持参のうえ、申請してください。区内在勤、在学の方は通勤・通学先が確認できる資料をお持ちください。
※池袋図書館は休館中です。4月以降に問い合わせください。



有効期限内の図書館利用カードが必要です

区内在住の方は電話での申込みも可能になりました!

中央・駒込・上池袋・目白の各館に直接問い合わせください。

●中央図書館☎3983-7861、駒込図書館☎3940-5751
●上池袋図書館☎3940-1779、目白図書館☎3950-7121

